

議 第 8 5 号

公益通報に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本市公益通報に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定するものとする。

令和 8 年（2026 年）9 月 7 日提出

柏崎市長 櫻 井 雅 浩

記

新潟県柏崎市公益通報に関する条例の一部を改正する条例
新潟県柏崎市公益通報に関する条例（平成 24 年条例第 54 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の次に次の 2 条を加える。

（通報妨害の禁止）

第 4 条の 2 市長等は、職員等及び市民に対し、正当な理由がなく、公益通報をしない旨の合意をすることを求めること、公益通報をした場合に不利益な取扱いをすることを告げることその他の行為によって、公益通報を妨げてはならない。

2 前項の規定に違反してされた合意その他の法律行為は、無効とする。

（通報者探索の禁止）

第 4 条の 3 市長等は、正当な理由がなく、公益通報者である旨を明らかにすることを要求することその他の公益通報者を特定することを目的とする行為をしてはならない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 8 年 12 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第4条の2第2項の規定は、この条例の施行後にされた公益通報をしない旨の合意その他の法律行為について適用し、この条例の施行前にされた当該法律行為については、適用しない。
- 3 この条例による改正後の第4条の3の規定は、この条例の施行前にされた新潟県柏崎市公益通報に関する条例第4条第1項の規定による公益通報にも適用する。

新潟県柏崎市公益通報に関する条例（平成24年12月21日条例第54号）

改正後		改正前
<u>（通報妨害の禁止）</u> 第4条の2 市長等は、職員等及び市民に対し、正当な理由がなく、公益通報をしない旨の合意をすることを求めること、公益通報をした場合に不利益な取扱いをすること を告げることその他の行為によって、公益通報を妨げてはならない。 2 前項の規定に違反してされた合意その他の法律行為は、無効とする。 <u>（通報者探索の禁止）</u> 第4条の3 市長等は、正当な理由がなく、公益通報者である旨を明らかにすることを要求することその他の公益通報者を特定することを目的とする行為をしてはならない。		